

令和7年10月3日更新

家庭用防災用品購入促進事業の手引き

【はじめに】

年々発生している台風・大雨等に伴う水害や、今後発生する可能性の高い首都直下型地震や南海トラフ地震等の巨大地震に対する防災対策として、市川市（以下「市」といいます）ではICHICO加盟店で防災用品の購入や設置（以下「購入等」といいます）をした方に、費用の一部をデジタル地域通貨ICHICOのポイントで還元する「家庭用防災用品購入促進事業（以下「本事業」といいます）」を実施いたします。

本手引きは、ポイントの付与を申請する者（以下、「申請者」といいます）が遵守すべき事項やポイント付与の要件等を定めることを目的とするものです。

本事業に係るポイントの付与申請は、本手引きを必ずお読みいただいた上で行うものとし、申請を行った場合は本事業内容に同意したものとみなします。

【定義】

1. 本手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。
 - （１）ポイント：本事業において申請者が付与を受けることができるポイントはICHICOのポイントとなります。
 - （２）ICHICO加盟店：ICHICOのポイントを利用することのできる店舗です。

【申請者・要件】

1. 本市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住している世帯主であること。
2. 本人または本人と同一世帯に住所を有する者が、本事業の交付を受けていないこと。
3. 市川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等または同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
4. 営利・転売を目的としていないこと。

【事業の概要】

1. 本事業は、本手引きの定めるところにより、市川市に住所を有する世帯主が、本事業実施期間中にICHICO加盟店で購入等をし、ポイントの付与申請を行うことにより、ポイントを受け取ることができるものです。

※購入等の時点において、当該店舗がICHICO加盟店である必要があります。

2. 本事業の実施期間は、次に掲げるとおりとします。

購入等の期間及び申請期間（ポイントの付与対象となる期間）

令和7年10月1日（水）から令和8年1月31日（土）まで

（郵送での申請の場合は令和8年1月31日（土）の消印有効）

（窓口での申請の場合は令和8年1月30日（金）17:00 まで）

※予算がなくなり次第終了します。

【対象品目及び付与ポイント】

1. 本事業におけるポイント付与の対象となる品目は、下表の定義・要件を満たすものとします。対象品目に該当するか判断に迷う場合は、必ず事前にお問い合わせください。
2. ポイント付与数は、購入等の本体価格（税込）の30%とし、割引適用後、各種ポイント（クレジット・店舗）利用前の金額に対し付与します。なお、1ポイント未満は切り捨てとします。
※家具転倒防止器具、ガラス飛散防止用品、住宅用火災警報器は設置費用を含むことができます。
3. 申請は、ポイントの付与対象期間中 1 世帯 1 回まで、購入費等が 1,000 円以上からとし、複数店舗での購入費等は合算可能とします。ただしポイント付与の上限は合計 40,000 ポイントとします。
4. モバイルバッテリー、携帯ラジオ、カセットコンロは世帯人数を上限として、申請数の制限があります。

	対象品目	定義・要件
1	携帯（簡易）トイレ	携帯トイレ⇒洋式便器等に設置して使用する便袋、凝固剤と袋がセットになっているもの。 簡易トイレ⇒組み立て設置が可能なトイレ、段ボール製やプラスチック製のものがある。
2	ポータブル蓄電池、 モバイルバッテリー、 発電機 (ソーラーパネルも含む)	ポータブル蓄電池⇒設置工事の必要がなく、コンパクトサイズで持ち運びが可能な蓄電池。 モバイルバッテリー⇒スマートフォンやタブレットに使える携帯型充電電池（発火のリスクが低いリン酸鉄リチウムイオンモバイルバッテリーなどを推奨）。 発電機⇒燃料を使いエンジンを稼働させ、装置内の発電体を回転させることで電気を発生させる機器。 ポータブル蓄電池、モバイルバッテリー、発電機それぞれソーラーパネル仕様も含む。 本事業で対象となるソーラーパネルは工事を伴わないものに限る。
3	感震ブレーカー (工事を伴わないものに限る)	地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気の供給を遮断する装置。通電火災を未然に防ぐものとして有効。 本事業で対象となる感震ブレーカーは工事を伴わないものに限る。 ※分電盤タイプ（分電盤に内蔵又は接続するタイプ）で電気工事を伴うものについては、市川市で実施している 下記リンク先の「あんしん住宅助成制度」にて補助金交付を受けることが可能。 https://www.city.ichikawa.lg.jp/cit05/1111000039.html

4	防災用品セット	バッグや持ち出し袋に、災害時において必要となるアイテムをまとめたもの。 既製品（バッグ単体のみならず防災用品が伴ったもの）であり、その他対象品目である 1～3, 5～13 のいずれかが含まれているものに限る。
5	携帯ラジオ (多機能品を含む、 インターネットラジオを除く)	小型で持ち運びが可能なラジオ。多機能品を含み、ラジオ機能がついているものは全般対象（多機能品の具体例として、LED ライトや懐中電灯、充電機能や SOS アラームといった機能が付属されているもの。インターネットラジオは対象外）。
6	懐中電灯、ランタン	懐中電灯やランタン等の携帯用照明器具（ソーラーパネル仕様も含む）。ただし、ろうそくは除く。
7	給水袋、給水タンク	災害時、給水車や給水拠点において、飲料水や生活用水を受け取り、安全に運んで保管するために使用される容器。 本事業で対象となる給水タンクは工事を伴わないものに限る（給水用ポリタンクに限る）。
8	カセットコンロ、カセットボンベ	カセットコンロ⇒カセットボンベ（小型のガス缶）を燃料にして着火する携帯型の調理器具。災害時にガスや電気が止まってしまった状況でも火を起こすことができる。
9	家具転倒防止器具、 ガラス飛散防止用品、 扉の開放防止器具	家具転倒防止用具⇒地震が起きた際に、揺れによって家具が倒れたり、移動したりするのを防ぐ器具。 ガラス飛散防止用品⇒災害によってガラスが破損した際に、破片が飛び散ることを防止する用品。 扉の開放防止器具⇒耐震ラッチのこと。地震などが発生したときに吊り戸棚や食器棚などの中身が飛び出ないように、扉を自動でロックする部品。
10	住宅用火災警報器	火災により発生する煙や熱を自動的に感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器。住宅用火災警報器は設置費を含む。
11	消火用具	消火機能を有する用具であり、消火器の他に消火スプレーや消火ボールも含む。
12	土のう袋、水のう袋、止水パネル	主に浸水対策として使用される。土のう袋は土を入れて、水のう袋は水につけて膨らませることで水の侵入を防ぐ。止水パネルは建物の開口部に設置する防水用の板状の設備。
13	ブルーシート、ロープ	ブルーシート⇒合成樹脂で出来た撥水性の高いシート。災害時、屋根の雨漏り防止等に使用可能。 ロープ⇒ブルーシートと組み合わせて使用。

【ポイント付与申請方法と付与までの流れ】

◇申請者は、本手引きの内容を十分に理解し、同意したうえで本事業に係るポイント付与申請を行ってください。

◇ICHICO未登録の方は、下記QRコードからスマートフォン専用アプリ「chiica」をインストールし、会員登録をしてから申請手続きを始めてください。

◇ICHICOカード（紙）の発行をご希望の方は、申請書の紙カード発行希望欄に☑チェックを入れてください。



ios端末インストール用



アンドロイド端末インストール用

申請方法は、次の3つのいずれかとします。

1. LoGoフォーム（ロゴフォーム）での申請

2. 郵送での申請

3. 窓口での申請

1.LoGoフォーム（ロゴフォーム）での申請方法

（１）市内の「ICHICO加盟店」で対象品目を購入し、領収書をもらいます。

（２）市公式Webサイト、またはチラシに記載されているQRコードを使用しLoGoフォームから申請します。

その際、必要な事項を入力し、求められている写真を添付します。

※写真は文字等が鮮明に映ったものを添付してください。

（３）審査終了後、ICHICOのポイントが付与されます。

《申請時に添付するもの》

ICHICO会員コード部分の写真 （会員の方のみ）	・アプリをご利用の方⇒画面のスクリーンショット ・カードをご利用の方⇒会員コード部分の写真
領収書の写真	申請者氏名（世帯主であること）、領収年月日、合計金額、 対象品目及びそれぞれの個数と金額（値引き後、税込み）、 購入店舗のわかるもの ※明細書等がある場合は対象品目及 びそれぞれの個数と金額を省略可
申請者本人確認書類の写真	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など

<https://logoform.jp/form/cGft/1226819>



← こちらから申請できます

2.郵送での申請方法

- (1) 市内の「ICHICO加盟店」で対象品目を購入し、領収書をもらいます。
- (2) 申請書を市公式Webサイトからダウンロードし、必要事項を記入します。
- (3) 郵送で申請します。(令和8年1月31日(土)の消印有効)

※「写し」は文字等が鮮明に映ったものをご用意ください。

- (4) 審査終了後、ICHICOのポイントが付与されます。

《申請時に郵送するもの》

申請書	市公式Webサイトから印刷し、必要事項を記載したもの
ICHICO会員コード部分の写し (会員の方のみ)	・アプリをご利用の方⇒会員コード部分の写し ・カードをご利用の方⇒会員コード部分の写し
領収書の写し	申請者氏名(世帯主であること)、領収年月日、合計金額、対象品目及びそれぞれの個数と金額(値引き後、税込み)、購入店舗のわかるもの ※明細書等がある場合は対象品目及びそれぞれの個数と金額を省略可
申請者本人確認書類の写し	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など

※ICHICOカード(紙)の発行をご希望の方は、申請書の紙カード発行希望欄に☑チェックを入れてください。

3.窓口での申請方法

- (1) 市内の「ICHICO加盟店」で対象品目を購入し、領収書をもらいます。
- (2) 申請書を市公式Webサイトからダウンロードし、必要事項を記入します。
- (3) 窓口で申請します。(窓口：第1庁舎 4階 地域防災課)

※「写し」は文字等が鮮明に映ったものをご用意ください。

- (4) 審査終了後、ICHICOのポイントが付与されます。

《申請時に窓口を持参するもの》

申請書	市公式Webサイトから印刷し、必要事項を記載したもの
ICHICO会員コード部分の写し (会員の方のみ)	・アプリをご利用の方⇒会員コード部分の写し ・カードをご利用の方⇒会員コード部分の写し
領収書の写し	申請者氏名(世帯主であること)、領収年月日、合計金額、対象品目及びそれぞれの個数と金額(値引き後、税込み)、購入店舗のわかるもの ※明細書等がある場合は対象品目及びそれぞれの個数と金額を省略可
申請者本人確認書類の写し	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など

※申請書は窓口にもあります。窓口で記入する方は、時間にゆとりをもって来庁してください。

※ICHICO カード(紙)の発行をご希望の方は、申請書の紙カード発行希望欄に☑チェックを入れてください。

〈領収書の記入例〉

- ✓ 対象品目を購入される前に、必要事項を記載した領収書の発行が可能か必ず店舗に確認してください。
- ✓ 領収書への必要事項の記載については、申請者から店舗に申し出てください。
- ✓ あらかじめ印字されている事項については記載の必要はありません。

【1品目のみを購入する場合】※携帯トイレ3点を購入する場合

領 収 書	
氏名	市川 太郎 様
合計金額	¥ 〇〇〇,〇〇〇
但し	携帯トイレ 3点 として
領収年月日	〇年〇月〇日 上記金額正に領収いたしました。
販売店舗の情報	会社名：〇〇〇〇〇〇 所在地：〇〇 連絡先：〇〇

品目名（商品名）と数量を記載

【複数の品目を同時に購入する場合】

※携帯トイレ、カセットコンロ、感震ブレイカーを購入する場合

領 収 書	
氏名	市川 太郎 様
合計金額	¥ 〇〇〇,〇〇〇
但し	携帯トイレ 3点 ¥〇〇〇〇、カセットコンロ 1点 ¥〇〇〇〇 感震ブレイカー 1点 ¥〇〇〇〇 として
領収年月日	〇年〇月〇日 上記金額正に領収いたしました。
販売店舗の情報	会社名：〇〇〇〇〇〇 所在地：〇〇 連絡先：〇〇

それぞれの品目名（商品名）と数量、金額を記載

【店舗で品目別の数量・金額が確認できる書類（明細書等）を発行できる場合】

別紙

領 収 書	
氏名	市川 太郎 様
合計金額	¥ 〇〇〇,〇〇〇
但し	別紙のとおり
領収年月日	〇年〇月〇日 上記金額正に領収いたしました。
販売店舗の情報	会社名：〇〇〇〇〇〇 所在地：〇〇 連絡先：〇〇

「別紙のとおり」と記載

内訳明細書				
件名：	年 月 日			
品名	数量	単価	金額	備考
携帯トイレ	3	〇円	〇円	
ポータブル蓄電池	1	〇円	〇円	
カセットコンロ	3	〇円	〇円	
ブルーシート	2	〇円	〇円	
手袋	3	〇円	〇円	
ゴミ袋	10	〇円	〇円	
両面テープ	1	〇円	〇円	

【ポイント付与の時期について】

地域防災課で申請内容を確認し、申請受付から原則 4 週間程度でポイントを付与します。

【ポイントの確認方法】

◇アプリをご利用の方：アプリの「内訳」からご確認ください。

（ポイントの名称は「令和7年度 スマートポイント（防災）」です。）

◇お手持ちのICHICOカードをご利用の方：付与が確定したら、メール又は電話でご連絡します。

◇新規でICHICOカード（紙）を発行される方：付与が確定したら、カードを郵送します。カードがお手元に届きましたら、同封の連絡先に電話してください。その後カードにポイントを付与します。

【注意事項】

◇申請者は世帯主に限ります。

◇申請は1世帯1回限りです。

（商品を複数購入した場合や複数店舗で購入した場合でも、1回でまとめて申請してください。）

◇インターネットでの購入は対象外です。

◇審査誤り防止のため、決済時は対象品目のみまとめてお会計くださいますようお願いいたします。

◇対象品目を購入される前に、必要事項を記載した領収書の発行が可能か必ず店舗に確認してください。

◇領収書への必要事項の記載については、申請者から店舗に申し出てください。

◇申請された商品が対象品目か確認できない場合には、店舗または申請者にお尋ねする場合があります。

◇ポイントが予算額に達した時点で事業は終了となります。

◇ポイントの付与は申請受付順ではなく、審査終了順になります。速やかな審査のために添付の書類に不備がないか、提出前によく確認してください。

《問い合わせ・書類提出先》

市川市 危機管理室 地域防災課

第1庁舎 4階

住所：〒272-8501 市川市八幡1-1-1

電話：047-704-0065 FAX：047-712-8791